

北九州市では

『ふれあい収集』を実施しています

(ご利用には要件があります)



ふれあい収集とは、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先でごみを収集する制度です。(申込みが必要です)

1 ご利用できる方

(1) 介護保険の要介護2以上の単身世帯

(2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

(3) その他、環境局長が認める者

同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者

1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者
2. 要介護2相当以上の状態(歩行困難が目安)で介護保険の申請手続き中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続きを申請中の者
3. ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

- ※ 同居者がいる場合は、同居者全員が(1)又は(2)に該当する必要があります。
- ※ 親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は、対象になりません。
- ※ (3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。
- ※ 市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についてお伺いしたうえで、決定します。

2 申込み受付窓口

申込は各区役所保健福祉課または環境局業務課まで。

申込書は、各区役所、環境局業務課のほか、北九州市ホームページからもダウンロードできます。

3 収集の内容

■ 収集の回数

週1回ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。

■ 収集するごみの種類

「家庭ごみ」「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」それぞれの指定袋に入れて出してください。

■ 安否確認(希望者のみ)

ごみ出しがない場合、声かけを行い、応答がなければ事前に登録した緊急連絡先に連絡します。

4 収集開始までの流れ

1 申込書の提出

(申請書は北九州市環境局業務課のホームページに掲載しています)

- 申込書にご記入のうえ、下記の「提出書類」を添付し、環境局業務課、または住所地の区役所保健福祉課（高齢者・障害者相談窓口）へご提出ください。
 - ※ 代理の方でも申込みができます。
 - ※ 郵送の場合は、環境局業務課へお送りください。
(〒803-8501 小倉北区域内1-1 環境局業務課 宛)
- 提出書類は、以下のとおりです。
 - (1) 介護保険の要介護2以上の方
⇒ 被保険者証の写し(証番号、要介護状態区分の記載ページ)
 - (2) 障害福祉サービスの受給認定の方
⇒ 受給者証の写し(証番号の記載ページ)
 - ※ 同居者がいる場合は、全員分の提出書類が必要です。

2 訪問調査

市の職員(環境センター)が申込者宅へ訪問し、ご本人や同席していただける方(親族、ケアマネジャー、ヘルパー等福祉関係者等)に現状等についてお伺いします。

3 収集開始決定・収集開始

訪問調査により収集が決まりましたら、収集開始日、収集曜日をお知らせします。

お問い合わせ先

- 申込書のご提出先
各区役所保健福祉課窓口または環境局業務課
- 「ふれあい収集」全般についてのご質問
環境局業務課(電話番号 582-2180)